

松本市
屋外広告物条例のあらまし

条例の目的

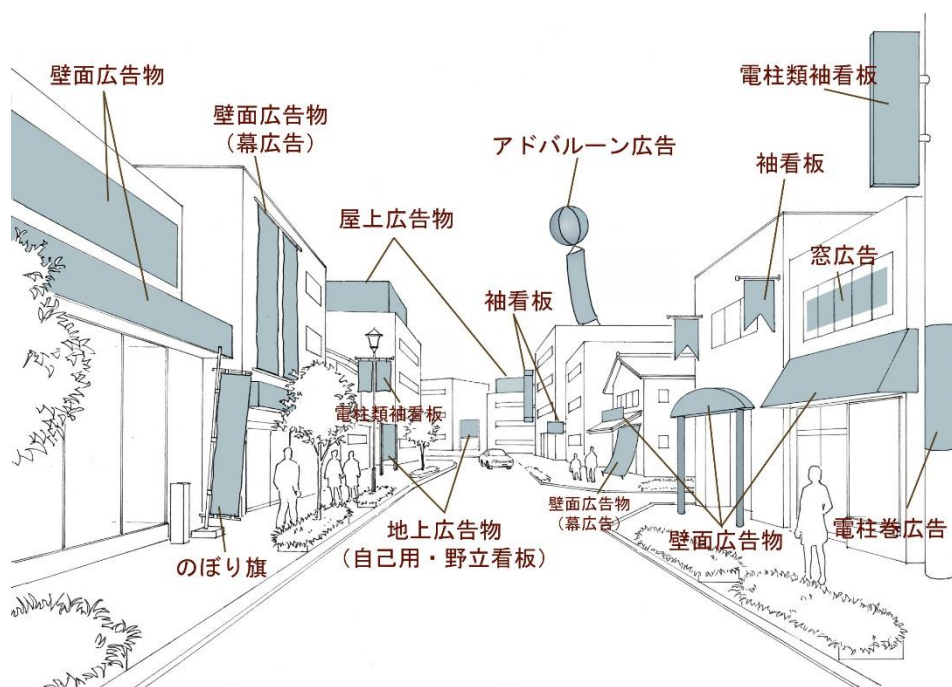
松本の良好な景観の保全や誘導を行う景観計画・景観条例を補助するために、これまでの県条例から本市の特性をふまえた独自の屋外広告物（看板）の表示ルールを定め、景観を阻害する看板を改善するため、平成21年2月1日に松本市屋外広告物条例を施行しました。

屋外広告物は景観を構成する重要な要素であることから、景観計画の地域特性に応じた屋外広告物の表示、設置にルールを定めることで、松本らしい良好な景観への誘導を図り、風致を維持するとともに、公衆に対する危害の防止を目的として制定したものです。

松本市の多様な景観（自然、山岳、田園、市街地、城下町など）の保全や形成をめざす景観計画を推進するために、屋外広告物条例で地域特性に応じた良好な景観をめざします。

屋外広告物とは

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される（誰でも見ることができる）はり紙、はり札、立看板及び広告旗並びに広告塔、建築物等に表示、設置される看板などをいいます。また、個人や法人の名称（表札など）、商品名などの文字表示から標識やシンボルマークなどの記号表示や学校の運動会のポスターなど営利を目的としたものでないものも屋外広告物に含まれます。



屋外広告物は、情報を伝達するだけでなく、街を活気つける役割も果たしている反面、無秩序に表示、設置されると、景観が損なわれ、倒壊や落下により歩行者等に危害を及ぼすおそれもあるため、一定の基準に基づいて表示、設置する必要があります。

条例の概要

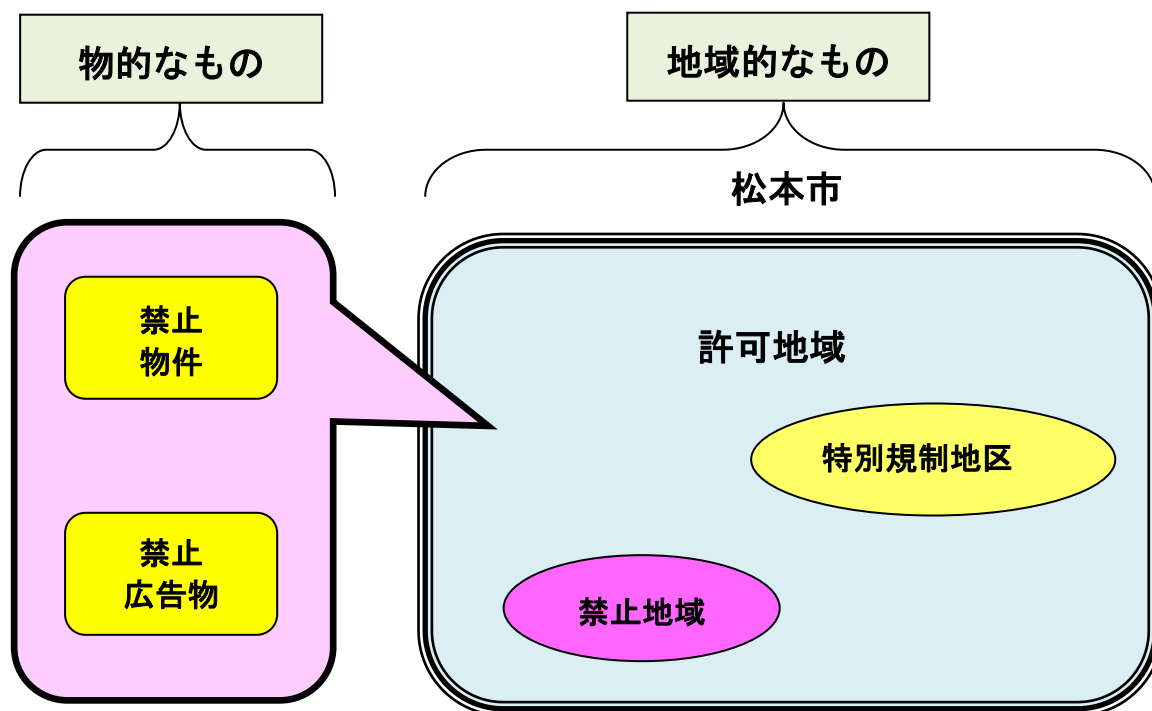
屋外広告物の表示設置ルールを大きく2つに分けて決めました。

一つは、物的なものとして

- 屋外広告物を表示設置してはいけない物件 ⇒ 禁止物件
- 表示設置してはいけない屋外広告物を市内全域に決めました。 ⇒ 禁止広告物

もう一つは、地域的なものとして

- 屋外広告物を表示設置してはいけない地域 ⇒ 禁止地域
 - 屋外広告物を表示設置する場合、許可が必要な地域 ⇒ 許可地域
 - 許可地域の中で地区の特性により特別な規制をする地区 ⇒ 特別規制地区
- を市内全域に決めました。



上記のように市内全域にわたりルールを定めましたが、屋外広告物はきわめて広い概念であり、日常生活の中に登場する屋外広告物すべてを規制の対象とすることは、市民生活の上から適当ではありません。

そこで、社会生活を営む上で最小限必要な広告物等については一定の基準内でルールの対象外とするため

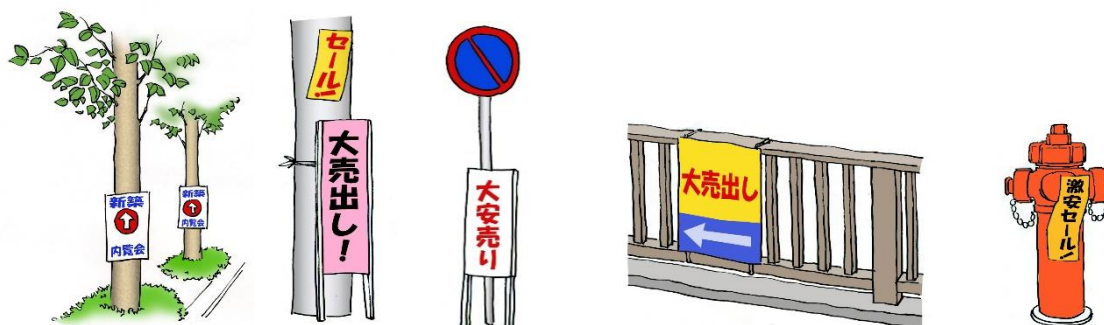
適用除外として

- 禁止物件へ表示設置ができる屋外広告物
- 禁止地域内でも表示設置ができる屋外広告物
- 許可地域内、特別規制地区内でも許可なく表示設置できる屋外広告物を決めました。

禁止物件

次に掲げる物件へ屋外広告物を表示・設置することはできません。

(1)	橋、トンネル、高架構造物、分離帯及び擁壁
(2)	街路樹、路傍樹
(3)	信号機、道路標識、道路交通情報の管理施設及びカーブミラー並びに道路上のさく及び駒止及び配電地上機器
(4)	配電地上機器及びパーキング・チケット発給設備
(5)	電柱、街路灯柱
(6)	火災報知器、消火栓並びに火の見やぐら及び警鐘台
(7)	郵便差出箱、電話ボックス、公衆便所及びバス停留所の上屋
(8)	送電塔、送受信塔、ガス供給に係るガスホルダー及び貯水塔
(9)	銅像及び記念碑
(10)	景観重要建築物、景観重要樹木
(11)	保存樹及び保存樹林



禁止広告物

次に掲げる屋外広告物を表示・設置することはできません。

(1)	ひどく汚れたり、色あせたり、又は塗料等のはく離したもの
(2)	著しく破損し、又は老朽化したもの
(3)	倒壊又は落下のおそれがあるもの
(4)	信号機、道路標識又は道路工事中用標識等に類似し、又はこれらの効果を妨げるもの
(5)	道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの
(6)	地色に基準彩度を超える色を使用したもの
(7)	蛍光塗料又は夜光塗料を使用したもの（保安上使用するものは除く。）
(8)	天空を照らす照明器具を使用したもの

禁止地域

次に掲げる地域又は場所は屋外広告物の禁止地域です。

(1) 都市計画法の用途地域等による禁止地域

1	第1種低層住居専用地域
2	第2種低層住居専用地域
3	第1種中高層住居専用地域
4	保安林
5	都市公園
6	風致地区

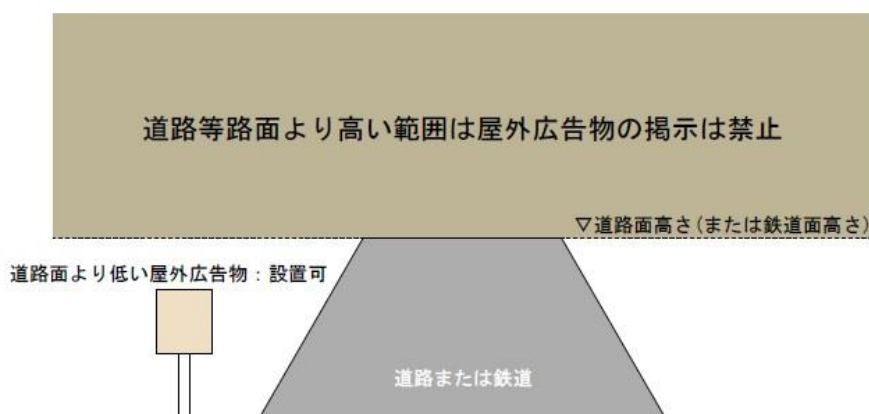
(2) 展望系禁止地域

区域	該当区域
高速道路沿い 禁止地域	高速道路沿い両側 500m 以内
国道/県道沿い 禁止地域	国道 19 号沿い(市街化調整地域内)北方向東側 200m 及び西側 500m 以内
	国道 158 号沢渡橋(松本市安曇 4144 番の 4 地先)から狸平 2 号橋(松本市安曇 1208 番の 1 地先)まで両側各 1,000m 以内、但し次に掲げる地域を除く。 1. 松本市安曇 3280 番の 3 地先から同市 2338 番の 2 地先までの区間の両側各 30m 以内の地域 2. 沢渡橋(松本市安曇) 4144 番の 4 地先)から沢渡大橋(松本市安曇 4159 番の 8 地先)までの区間の両側各 50m 以内の地域
	国道 147 号高家バイパス平瀬橋から安曇野市との行政界までの区間両側 500m 以内
	主要地方道松本空港塩尻北インター線(起点から松本市と塩尻市との境界まで) 両側 500m 以内
鉄道沿い 禁止地域	JR 篠ノ井線沿い(松本市道 5510 号線との交差点から松本市と塩尻市との境界まで) 西側 500m 以内

【展望系禁止地域の考え方】

展望系禁止地域内の屋外広告物とは、指定道路等の路面高以上の空間にあつて、指定道路等に向けて表示する広告物を指します。よつて、指定道路等に向けて表示されない広告物は、当該区域が属する許可地域の扱いとなります。

○高速道路沿い禁止地域、国道/県道沿い禁止地域 鉄道沿い禁止地域

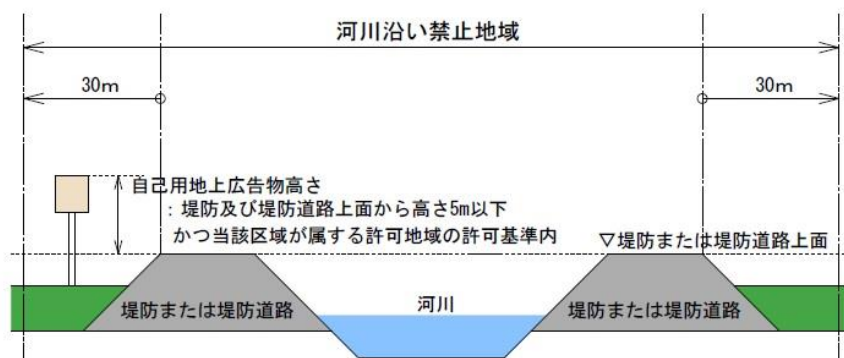


○高速道路沿い禁止地域、国道/県道沿い禁止地域、鉄道沿い禁止地域の特例：自己用広告物に限り、1面あたり表示面積 10 m²以下で該当区域が属する許可地域の基準内のものは設置可

(3) 河川沿い禁止地域

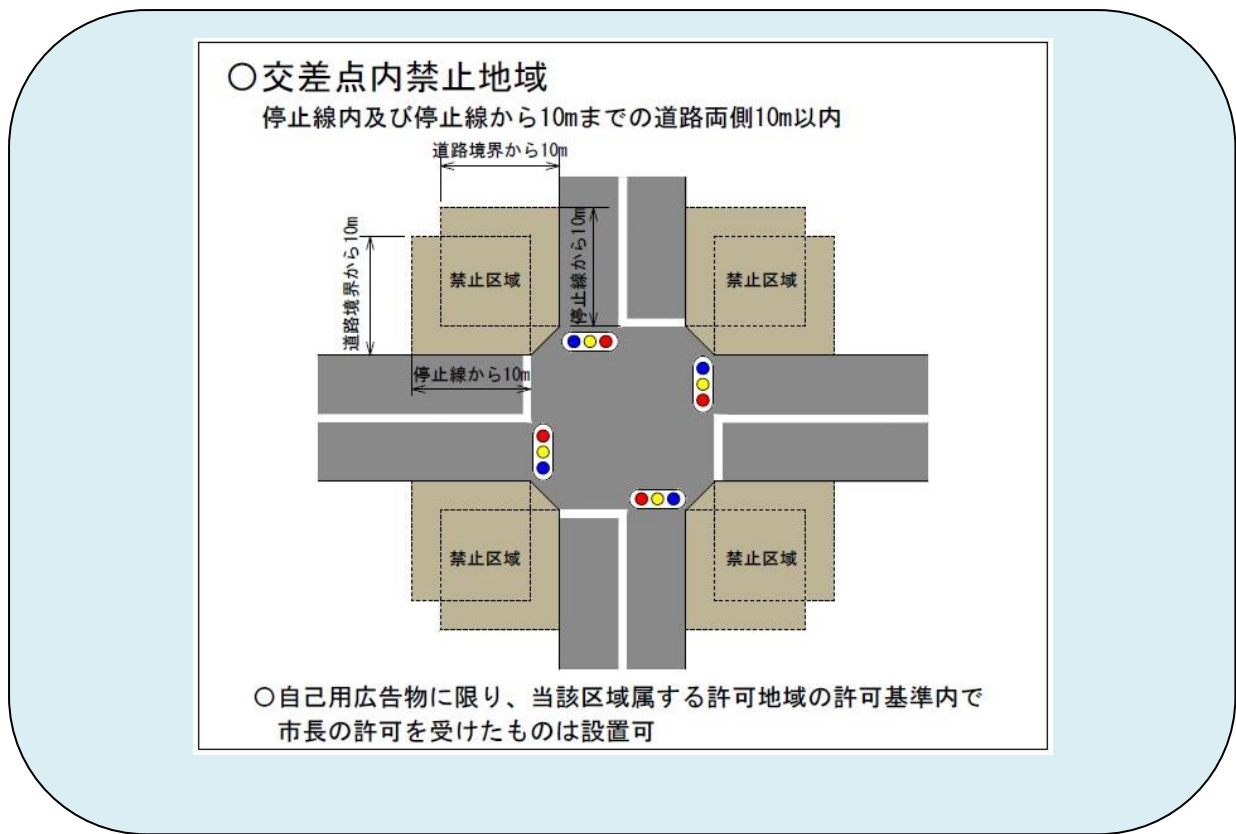
奈良井川、梓川、田川、薄川、女鳥羽川、奈川、会田川、牛伏川の堤防または堤防道路の外側から30m以内

○河川沿い禁止地域



(4) 交差点内禁止地域

国道、県道、主要市道のうち市長が指定する交差点



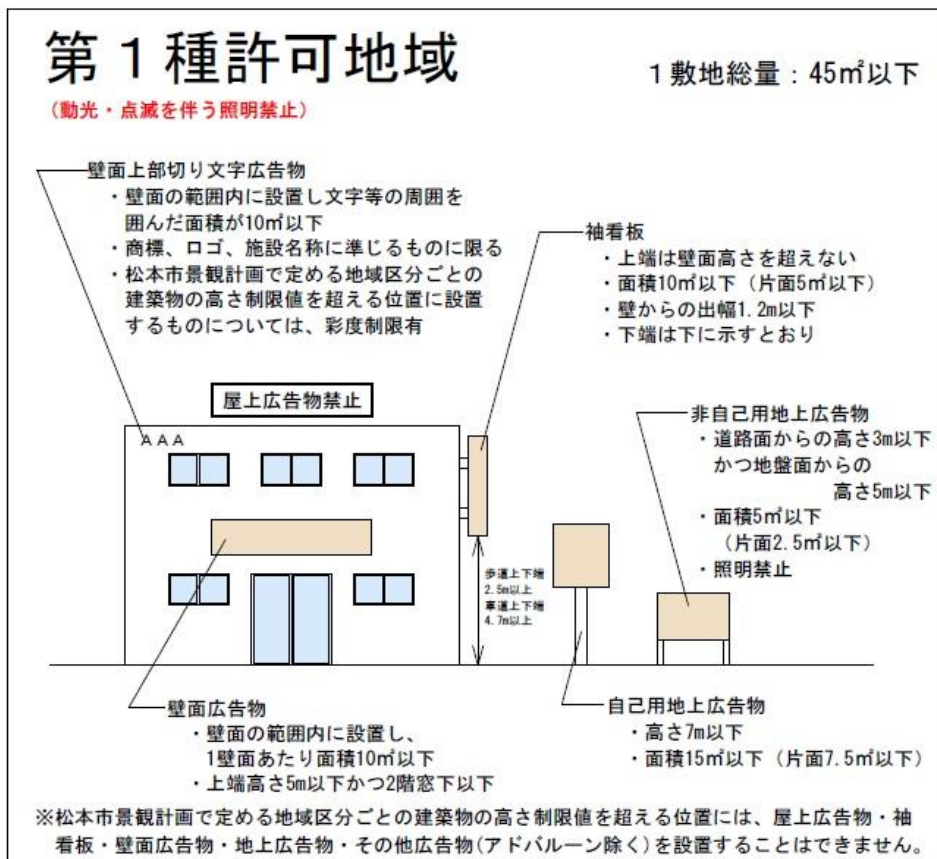
(5) その他の禁止地域

区域	該当区域
県道波田北大妻豊科線	道路両側各梓川堤防道路までの範囲及び市街化区域又は一般国道158号沿い25mまでの範囲

許可地域等

都市計画法の用途地域ごと次の5つの地域に区分し、それぞれの地域で設置することができる屋外広告物の許可基準があります。

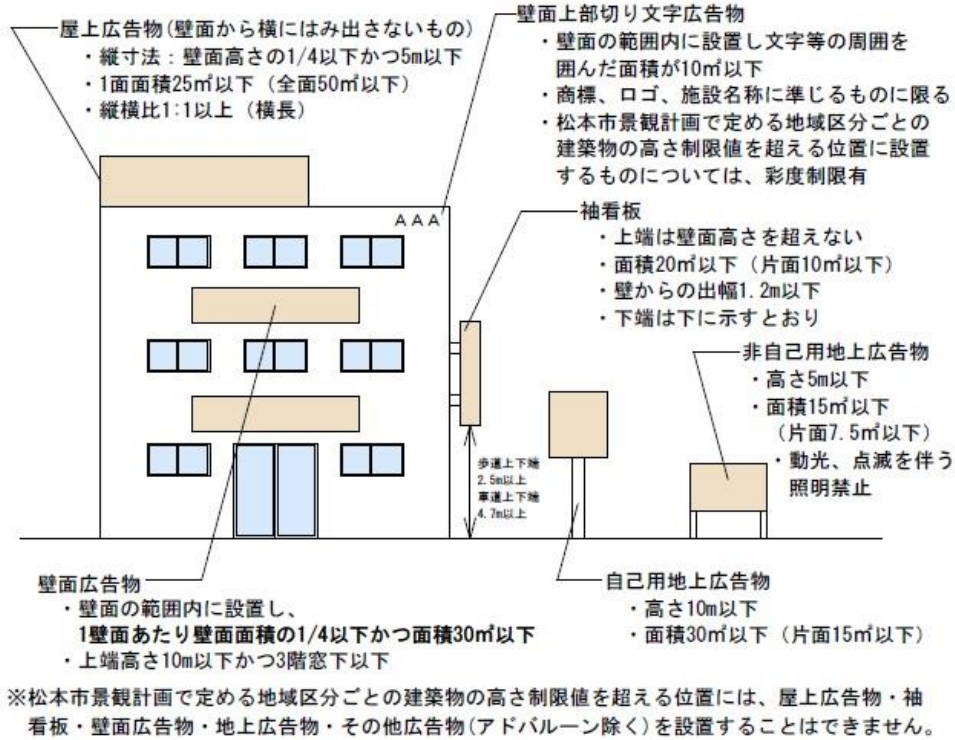
区域	該当区域
第1種許可地域 (住居地・田園エリア)	第1種住居地域(主要道路沿い両側30mと旧波田地域内の国道158号沿いの一部両側25mを除く)、第2種中高層住居専用地域、市街化調整区域、未線引き・都市計画区域外
第2種許可地域 (住居地と店舗・事業地等が混在する地域)	第1種住居地域(主要道路沿い両側30mと旧波田地域内の国道158号沿いの一部両側25m)、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、近隣商業地域、商業地域(温泉地域)、市街化調整区域(国道158号沿い(波田3189番4先から岐阜県境までを除く))、梓川倭商業集積地域(倭橋北交差点から松本市道梓川311号線松本市境までの道路沿い両側30m)
第3種許可地域 (郊外型商業地域)	国道19号沿い両側30m
第4種許可地域 (商業エリア)	商業地域(温泉地域、松本駅前東口広場周辺20m以内を除く中心市街地。)
第5種許可地域 (商業エリア)	松本駅前東口広場周辺20m以内



第2種許可地域

(動光・点滅を伴う広告物の表示面積は実際面積の2倍面積として扱う)

1敷地総量：220㎡以下



第3種許可地域

(動光・点滅を伴う広告物の表示面積は実際面積の2倍面積として扱う)

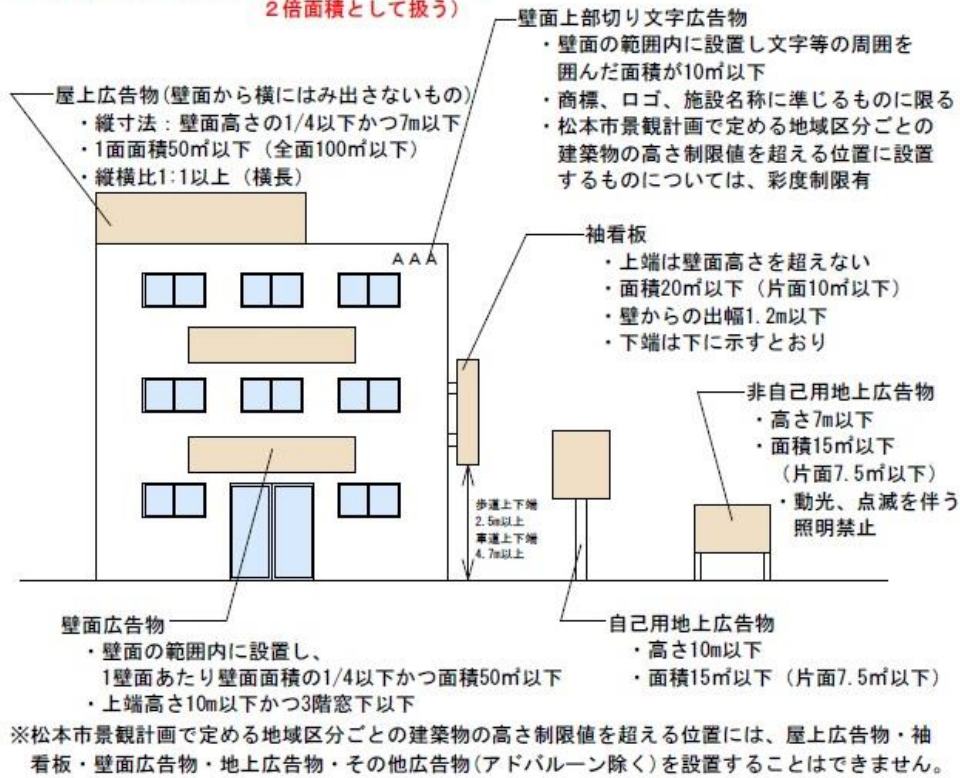
1敷地総量：240㎡以下



第4種許可地域

(動光・点滅を伴う広告物の表示面積は実際面積の2倍面積として扱う)

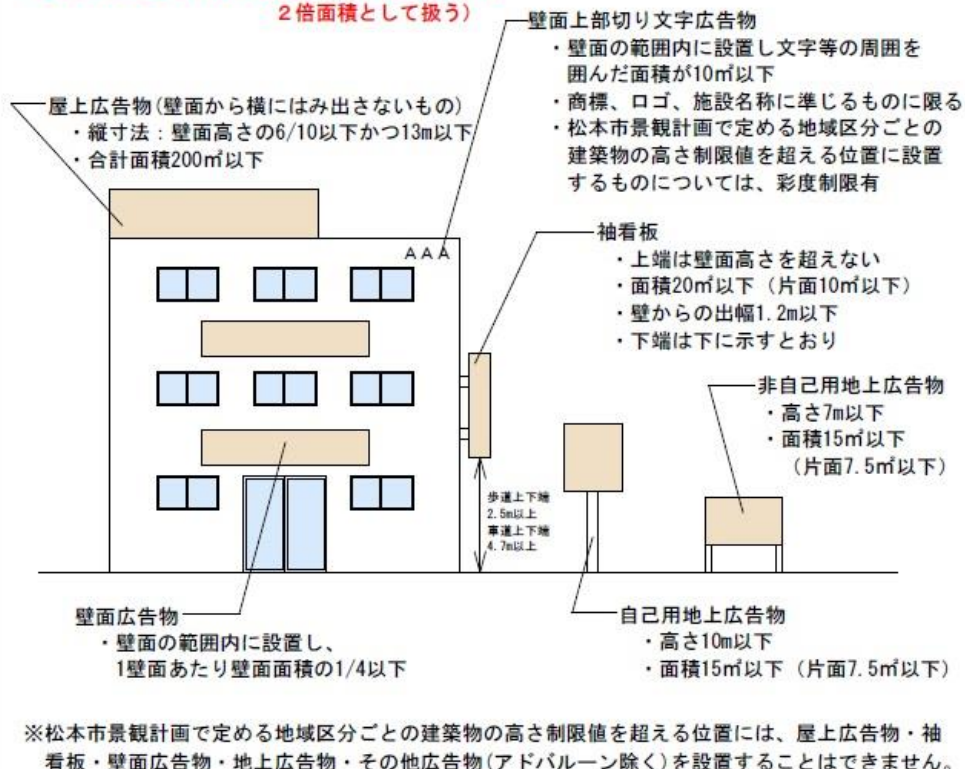
1敷地総量：240㎡以下



第5種許可地域

(動光・点滅を伴う広告物の表示面積は実際面積の2倍面積として扱う)

1敷地総量：240㎡以下



その他広告物の許可基準

下記の広告物は、全許可地域共通の基準としています。(表示期間は3か月以内に限る)

広告種類	設置基準
アドバルーン	・幅 1.5m以下、縦 13m以下 ・地上からの高さ 気球上端まで 40m以下
広告旗	・大きさ 幅 0.6m以下、縦 1.8m以下 ・地上からの高さ 上端まで 3m以下
はり紙、 はり札等広告	・表示面積 1 m ² 以下、同一のものを 2 枚以上続けて貼り付け禁止
立看板	・表示面積片面 1 m ² 以下、合計 2 m ² 以下 ・地上からの高さ 上端まで 2m以下
広告幕	・表示面積 30 m ² 以下

※ 汚損、破損、褪色等が生じた場合は速やかに除却してください。

特別な規制等を行う地区

次に掲げる地域を特別な規制を行う地区と指定します。

(1) お城地区 (松本市景観計画で規定する松本城周辺重点地区)

区分	設置基準
屋上広告物	設置禁止
色彩制限	禁止地域及び第 1 種許可地域と同基準
上記以外	当該区域が属する禁止地域の基準及び許可地域の許可基準

(2) お城南地区 (松本市景観計画で規定する中町・高砂通り周辺重点地区)

区分	設置基準
屋上広告物	設置禁止
色彩制限	禁止地域及び第 1 種許可地域と同基準
上記以外	当該区域が属する禁止地域の基準及び許可地域の許可基準

(3) 安曇地区 (旧景観条例 景観形成重点地区)

中部山岳国立公園を除く、旧安曇村地域の従前からの旧景観条例に定められた重点規制内容を継承しています。

(計画案を持参のうえ別途ご相談ください。)

適用除外

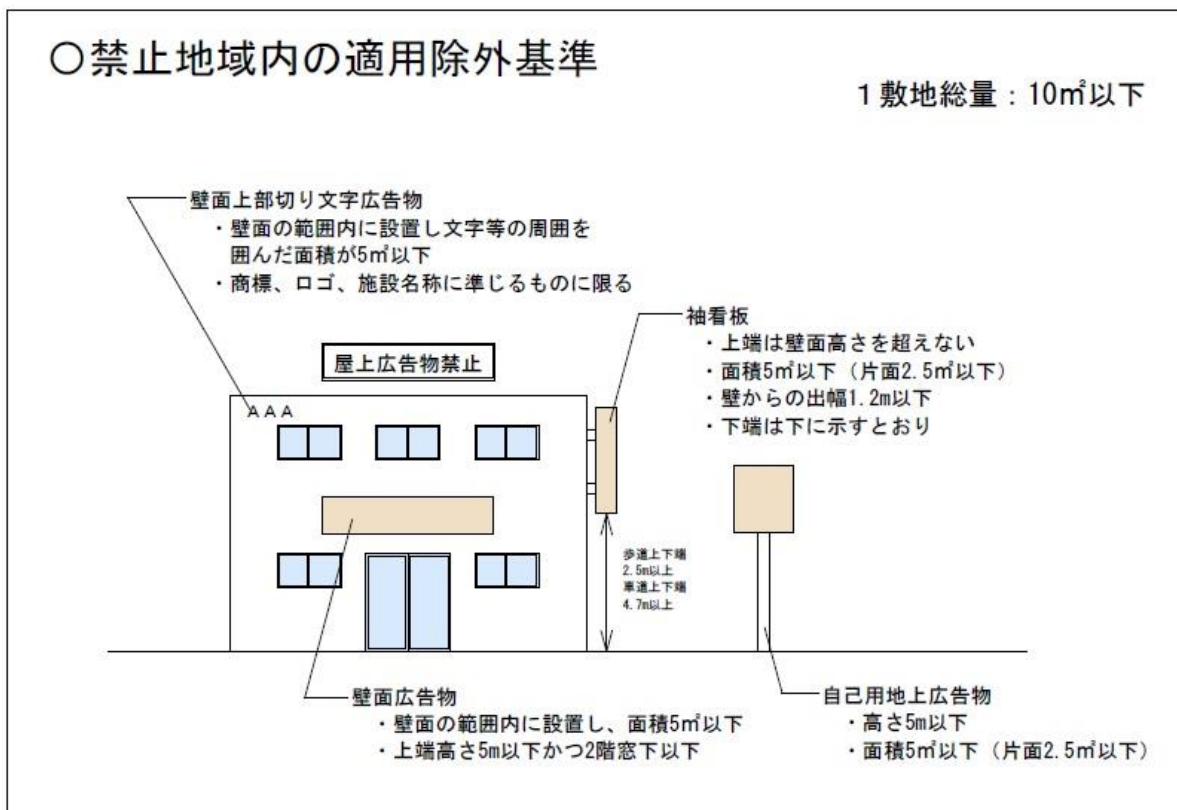
適用除外屋外広告物	内容	禁止物件	禁止地域	許可地域
法の規定により表示するもの	建築基準法、道路法、その他の法令の規定に基づき表示するもの	○	○	○
選挙運動のため表示するもの	公職選挙法による選挙運動期間中に同法の規定に基づき表示するもの	○	○	○
国等が表示するもの	国又は地方公共団体が公共の目的をもって表示するもの	○	○	○
一時的なもの	祭典等慣例上一時的なもの	○	○	○
営利目的としないもの	交通安全、会合、報道、政治、宗教、思想、信条等、公益に関する宣伝告知のため表示するもの	×	○	○
管理用広告物	管理上の必要に基づき表示するもの	△	△	△
自己用広告物 (適用除外基準あり)	自己用広告物の適用除外基準(下図及びP12)参照	×	△	△
案内のためのもの	病院、学校等の施設への案内用看板 (松本市 HP「屋外広告物条例に関するよくある質問」参照)	×	△	△

○は許可なく設置可 △は設置基準あり ×は設置不可(適用除外なし)

自己用広告物等以外の広告物で、表示面積1㎡以下のものについては許可不要です。

(1) 禁止地域における自己用広告物の適用除外基準

禁止地域とは、屋外広告物の設置を禁止する地域ですが、適用除外広告物については設置をすることができます。



(2) 許可地域における自己用広告物の適用除外基準

項目	適用除外基準			
	第1種	第2種	第3種・第4種・第5種	
敷地総量	許可基準の範囲内		30 m ² 以下	
屋上広告物	禁止	許可基準の範囲内	全て許可対象	
袖看板	許可基準の範囲内		壁面を超えない高さで 1面 2.5 m ² 以下かつ合 計 5 m ² 以下、出幅 1.2m 以下	
壁面広告物	許可基準の範囲内		1 壁面総量：15 m ² 以下 高さ 5 m 以下かつ 2 階 窓下	
			壁面上部切り文字広告 物〔商標、ロゴ、施設 名称に準じるもの〕壁 面の範囲内で文字等囲 んだ面積：5 m ² 以下 (1 壁面総量が上記面 積以下)	
地上広告物	許可基準の範囲内		高さ：4 m 以下 面積：合計 10 m ² 以下	
その他	アドバルーン	適用の除外なし (設置禁止)	許可基準の範囲内	1 基以下
	立看板	許可基準の範囲内		5 枚以下
	広告幕	許可基準の範囲内		3 枚以下
	広告旗	許可基準の範囲内		10 本以下
	はり紙 はり札等	許可基準の範囲内		15 枚以下

※ ・その他広告物については掲示期間 3 か月以内のものに限ります。

※ ・適用除外の広告物であっても色彩制限については適合させなければなりません。

許可の期間

区分	許可の期間
一般広告物	3 年
その他広告物	3 か月
動画広告物	3 年

屋外広告物色彩制限について

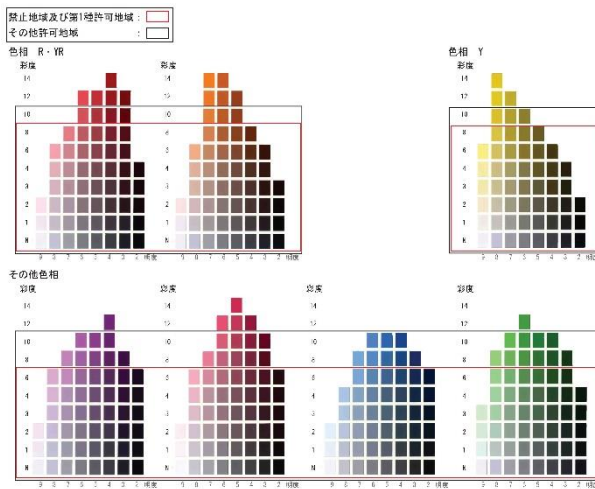
屋外広告物の表示1面の最大面積を占める地色について、日本産業規格 Z8721 に定める色相、明度及び彩度の3属性の『マンセル表色系』の色相ごとに彩度の上限を定めます。

項目	色相	明度	彩度
禁止地域 ・ 1種許可	0.1R~10R	制限なし	8以下
	0.1YR~10YR		
	0.1Y~10Y		6以下
	その他		

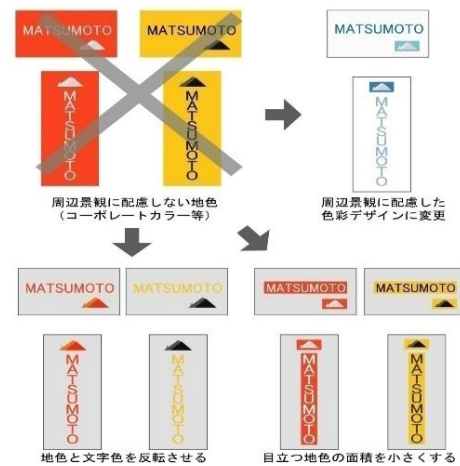
項目	色相	明度	彩度
2種・3種・ 4種・5種 許可	0.1R~10R	制限なし	10 以下
	0.1YR~10YR		
	0.1Y~10Y		
	その他		

- ・板面の半分を超えて色彩制限を超える色を使用することはできません。
- ・松本市景観計画で定める地域区分ごとの建築物の高さ制限値を超える位置に設置する壁面上部切り文字広告物については、上表を適用するものとする。

色彩規則値（参考）



広告物一般の色彩デザイン

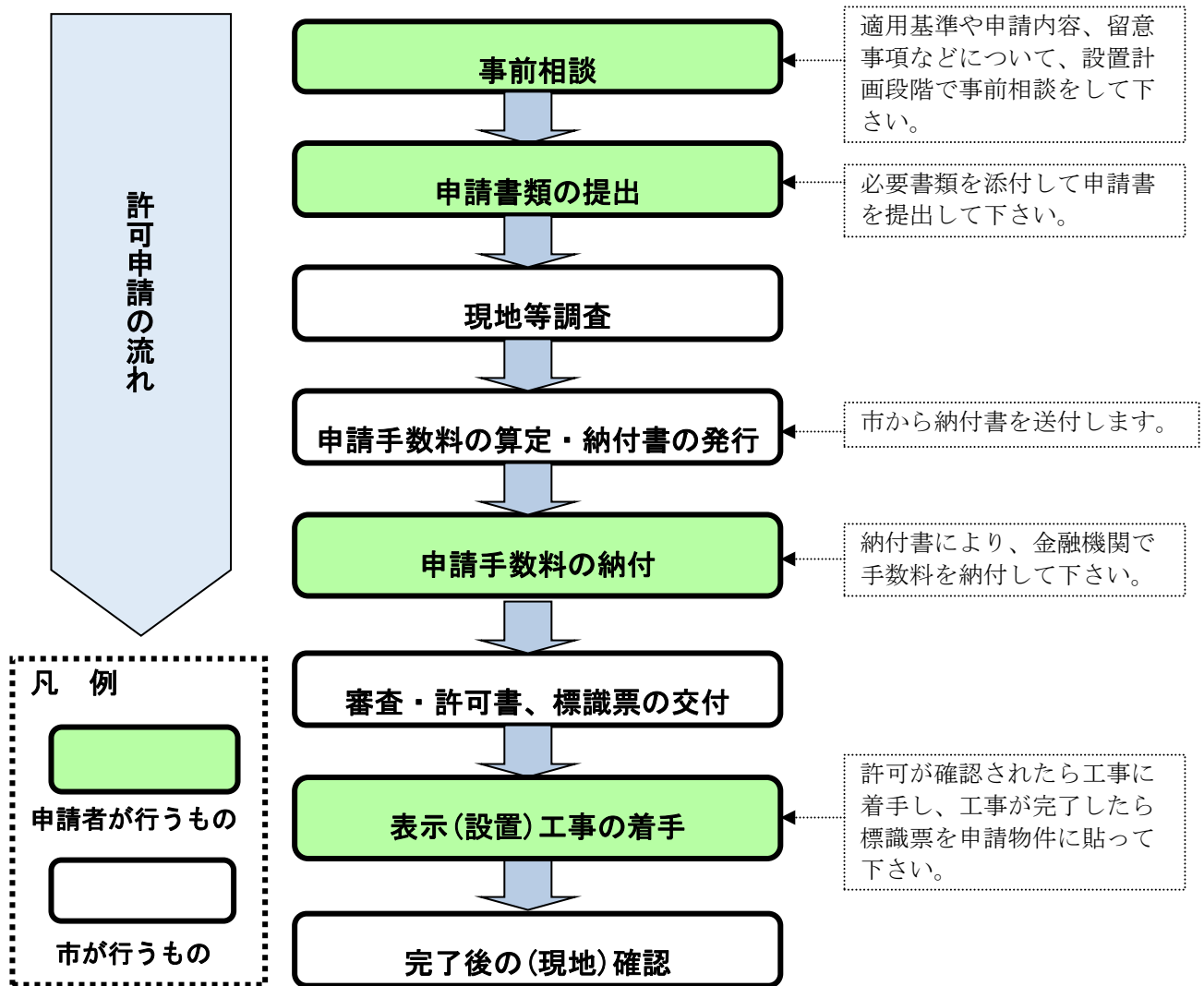


許可申請手数料

区分	単位・種別	審査手数料
一般 広告物	広告板類、広告塔類、 アーチ類	1㎡までごとに+300円
その他 広告物	アドバルーン（1個につき）	3,200円
	はり紙・はり札（10枚につき）	100円
	立看板（1枚につき）	100円
	広告旗（1枚につき）	100円
	広告幕（1枚につき）	200円
動画 広告物	2㎡未満	3,000円
	2㎡以上5㎡未満	6,000円
	5㎡以上10㎡未満	10,000円
	10㎡以上15㎡以下	15,000円
	15㎡超え	15,000円+5㎡ごと800円

許可申請と手続きの流れ

一定規模以上の屋外広告物の設置及び変更に当たっては、市長の許可が必要です。
また、許可を受けた屋外広告物は、3年ごとに許可の更新が必要です。



罰則

この条例に違反した場合は罰則規定があります。

- (1) 措置命令
無許可による広告物の掲出や、虚偽の申請をして掲出された違反広告物に対しては、除却等の命令を行います。
- (2) 簡易除却
はり紙やはり札、のぼり旗又は立看板等のうち、明らかに市条例に違反している場合は、屋外広告物法により除却措置を行います。
- (3) 罰則
市条例に違反した場合や措置命令に従わなかった場合は、罰金の罰則を適用します。

屋外広告物の定期点検について

(1) 点検の対象

次のものを除く全ての広告物です。

- ・はり紙、はり札、広告旗、広告幕、立看板及びアドバルーン
- ・壁面等に直接塗装又は貼付されたもの

(2) 点検の時期

広告物等の設置後 3 年以内ごと

(3) 点検項目

松本市屋外広告物等安全点検報告書（様式第 1 号の 2）に規定する点検内容について点検を行ってください。

(4) 点検者の資格

設置高さが地上 4 m を超える屋外広告物の点検は、下記のいずれかの資格を有する者を、特定屋外広告物安全管理者として選任し、点検を行わせなければなりません。

・屋外広告士
・建築士 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する一級建築士又は二級建築士の資格を有する者
・電気工事士 電気工事法（昭和 35 年法律第 139 号）第 2 条第 4 項に規定する電気工事の資格を有する者
・電気主任技術者 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 44 条第 1 項第 1 号に規定する第一種電気主任技術者免状、同項第 2 号に規定する第二種電気主任技術者免状又は同項第 3 号に規定する第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
・職業訓練修了者等 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）の規定に基づく広告美術に係る技能検 定合格者
・上記の資格と同等の知識を有すると市長が認める者 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が行う屋外広告物点検技能講習の修了者

なお、特定屋外広告物安全管理者を置いた場合は、松本市特定屋外広告物安全管理者選任（解任・変更）届（様式第 7 号）を市へ届け出てください。（資格者証の写しを添付してください。）

屋外広告業の登録

屋外広告事業者に対して適正な指導を行うために、屋外広告業の登録制度があります。

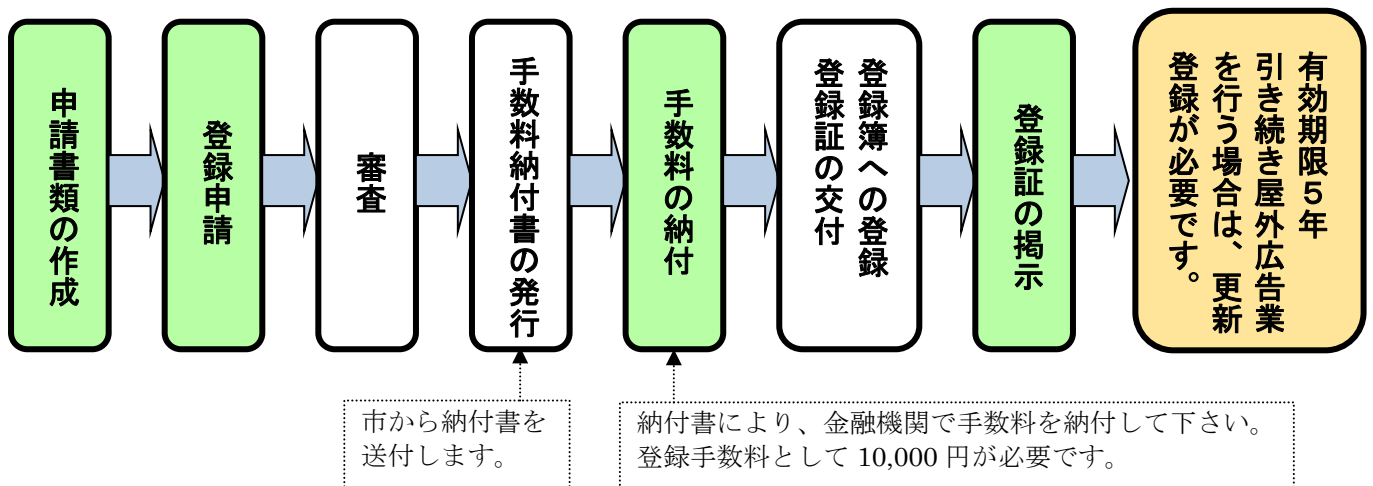
- ・松本市内で屋外広告業を営もうとする場合は、松本市長の登録を受ける必要があります。
- ・長野県知事の屋外広告業の登録を受けている場合は、松本市長への届出をしてください。

また、屋外広告業を表示・設置する際は、屋外広告業の登録を受けている事業者に依頼してください。

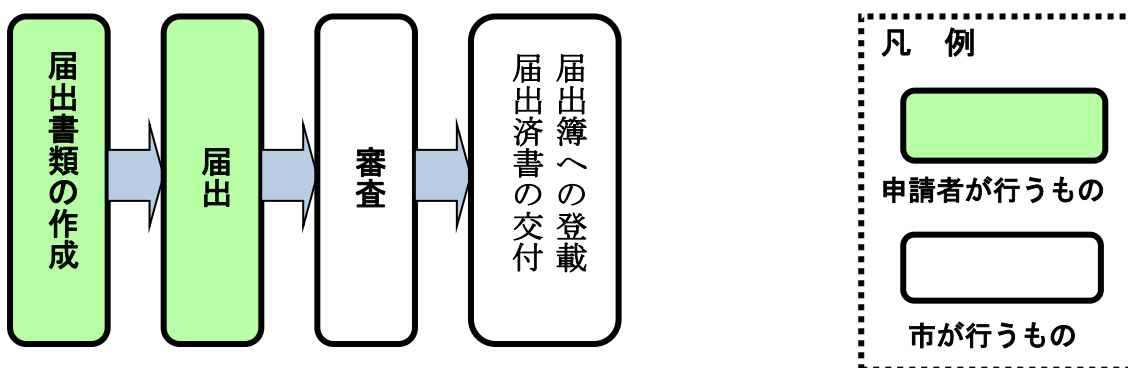
屋外広告業とは

広告主から広告物の表示、設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを「業」として行うことです。元請け、下請けの違いは問いません。

登録の手続き

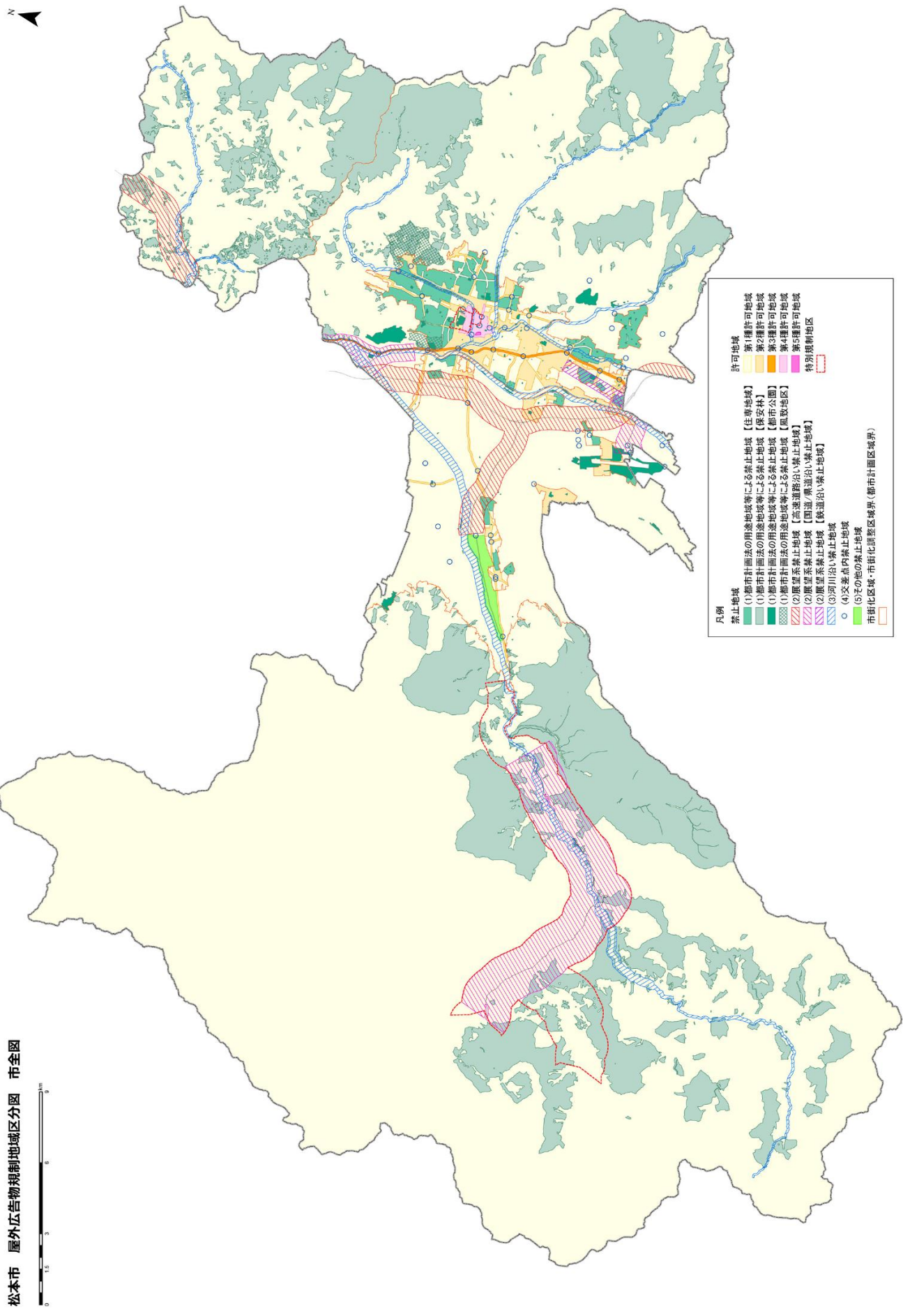


長野県知事の登録を受けている場合の手続き



※屋外広告業の登録を受けた者は、営業所ごとに資格を有する業務主任者を選任し、営業所における法令の規定の遵守等、業務の適正な実施を確保する必要があります。

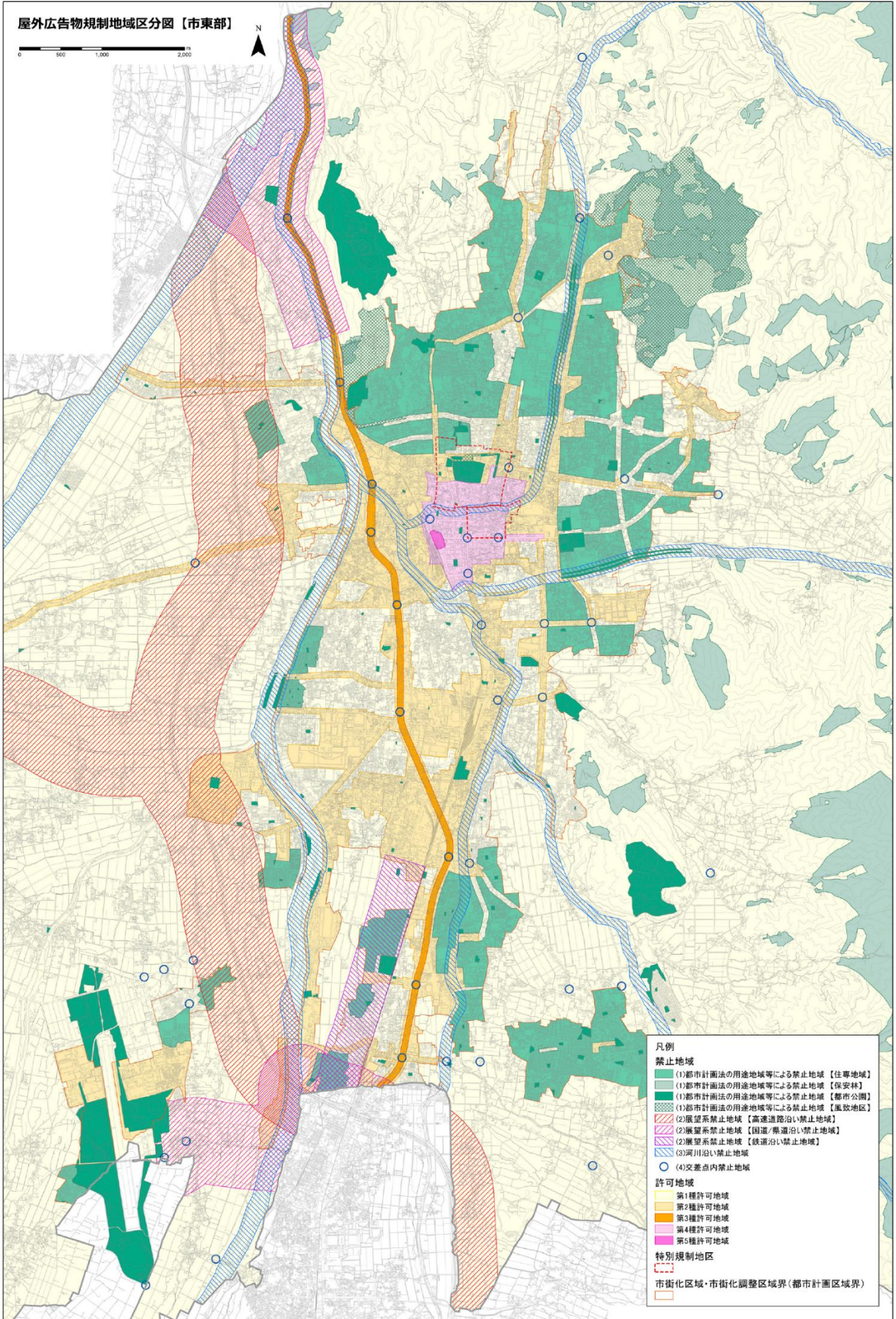
松本市 屋外広告物規制地域区分図 市全図



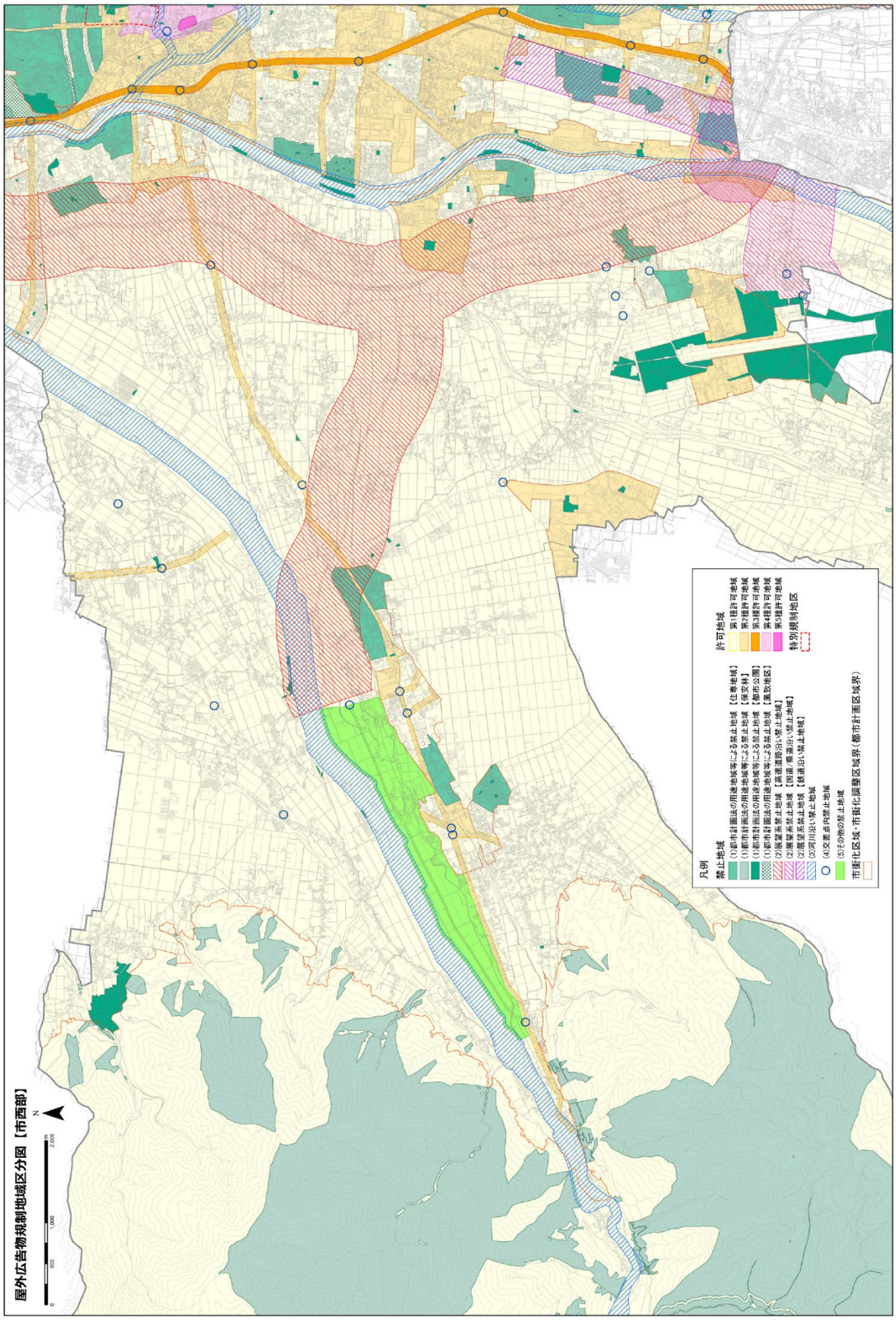
- 凡例**
- 禁止地域**
- (1)都市計画法の用途地域等による禁止地域【住宅地域】
 - (1)都市計画法の用途地域等による禁止地域【保安林】
 - (1)都市計画法の用途地域等による禁止地域【都市公園】
 - (1)都市計画法の用途地域等による禁止地域【自然公園】
 - (2)展望系禁止地域【高速道路沿い禁止地域】
 - (2)展望系禁止地域【国道/県道沿い禁止地域】
 - (2)展望系禁止地域【鉄道沿い禁止地域】
 - (3)河川沿い禁止地域
 - (4)交差点内禁止地域
 - (5)その他の禁止地域
- 市街化区域・市街化調整区域界(都市計画区域境界)
- 許可地域**
- 第1種許可地域
 - 第2種許可地域
 - 第3種許可地域
 - 第4種許可地域
 - 特別規制地区

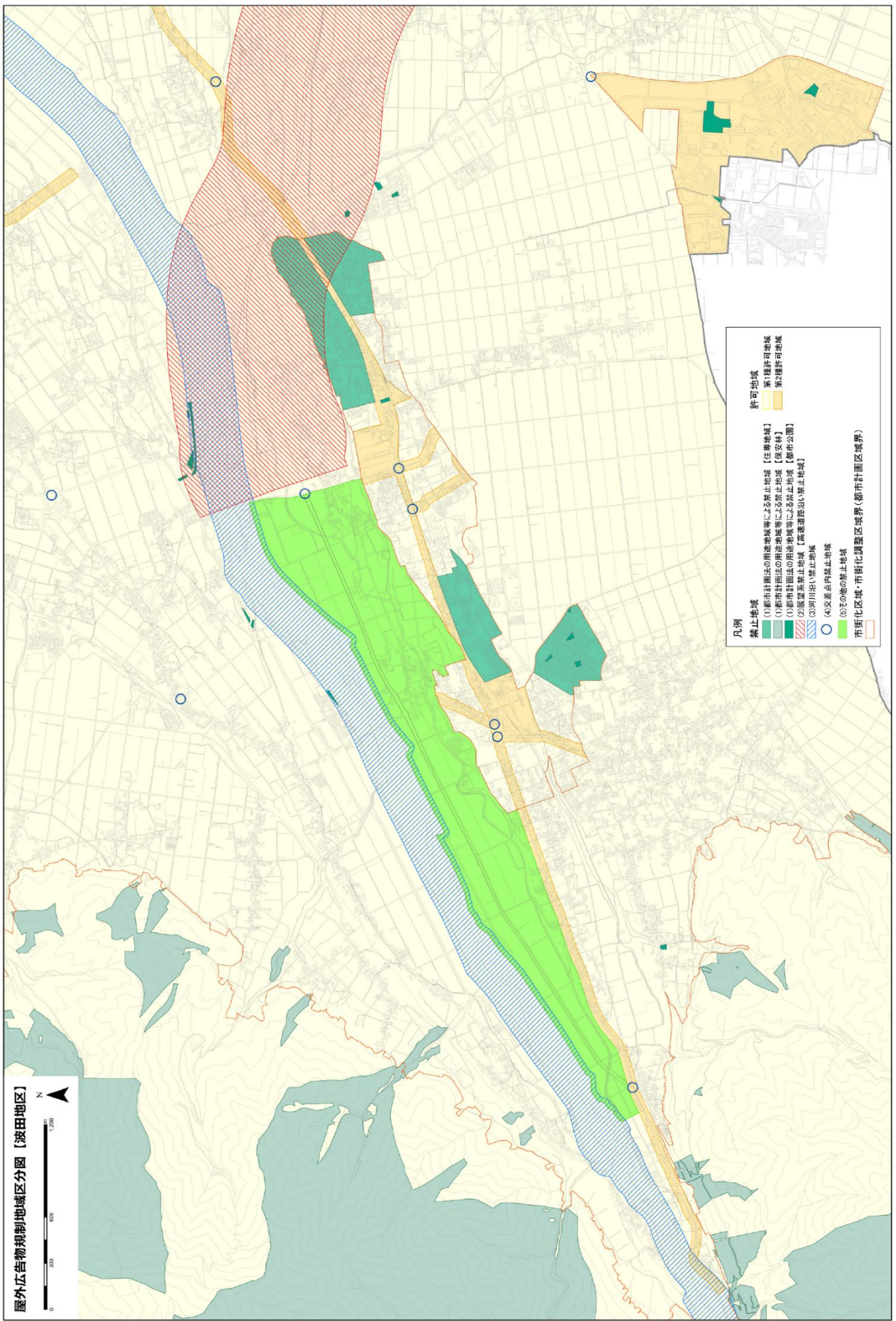
屋外広告物規制地域区分図【市東部】

0 500 1,000 2,000



- 凡例**
- 禁止地域**
- (1)都市計画法の用途地域等による禁止地域【住専地域】
 - (1)都市計画法の用途地域等による禁止地域【保安林】
 - (1)都市計画法の用途地域等による禁止地域【都市公園】
 - (1)都市計画法の用途地域等による禁止地域【風致地区】
 - (2)展望系禁止地域【高速道路沿い禁止地域】
 - (2)展望系禁止地域【国道/県道沿い禁止地域】
 - (2)展望系禁止地域【鉄道沿い禁止地域】
 - (3)河川沿い禁止地域
 - (4)交差点内禁止地域
- 許可地域**
- 第1種許可地域
 - 第2種許可地域
 - 第3種許可地域
 - 第4種許可地域
 - 第5種許可地域
- 特別規制地区**
- 市街化区域・市街化調整区域界(都市計画区域界)





屋外広告物規制地域区分図【波田地区】

0 300 600 1,200 m

N

